

令和2年4月1日

被保険者の皆様へ

セイコー健康保険組合

年度が改まり、就職・就学による被扶養者の異動や住所変更が生じる時期となりました。

該当される方は、速やかに当該書類をご提出くださいますようお願いいたします。

## ■ 被扶養者の異動

就職や収入超過等で家族が被扶養者でなくなる場合は、速やかに事業主(勤務先の人事総務担当部門)へ「被扶養者(異動)届【削除申請用】」を提出し、「保険証」を返却してください。

※就職したときやパート先等で健康保険に加入したときは、健康保険の資格取得日が扶養の削除日になりますので、新しい保険証のコピーを必ず添付してください。(保険証はすぐに交付されない場合もあります。その際コピーは後日提出でも結構ですので異動届と保険証のみ先にご提出ください。)

※国民健康保険へ加入される場合は、資格喪失証明書を発行しますので「被扶養者異動届」にその旨をご記入ください。

## ■ 住所・銀行口座の変更

住所や銀行口座に変更があったときは、「住所変更・振込依頼書(新規・変更)届」をご提出ください。

※市区町村の合併や住居表示の変更による異動、勤務先変更や就学により別居することになった場合等、被保険者および被扶養者の住所に異動があった場合は必ずご提出ください。

住所変更による保険証の更新はありません。保険証裏面の住所欄はご自身で訂正してください。

※銀行口座は健康保険組合からの給付金支給の際必要です。統廃合による支店名の変更や改姓による名義変更等の場合も必ず変更届をご提出ください。

## ■ その他

健康保険証再交付の件数が増えています。健康保険組合では紛失した保険証を無効とすることや、クレジットカードの様に利用を停止することもできません。保険証の紛失や盗難にあった際は、必ず警察に届出てください。悪用されることのないよう取扱いには十分注意し、ご家族の分も含めて大切に保管してください。

※保険証のカードケースは現在新規資格取得の方へのみお渡ししていますが、家族の増加や破損等で新たに必要な方は事業主(勤務先の担当者)を通じてお申し出ください。

ご不明な点がございましたら健康保険組合(電話 03-3564-5480)までお問い合わせください。